

大任町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

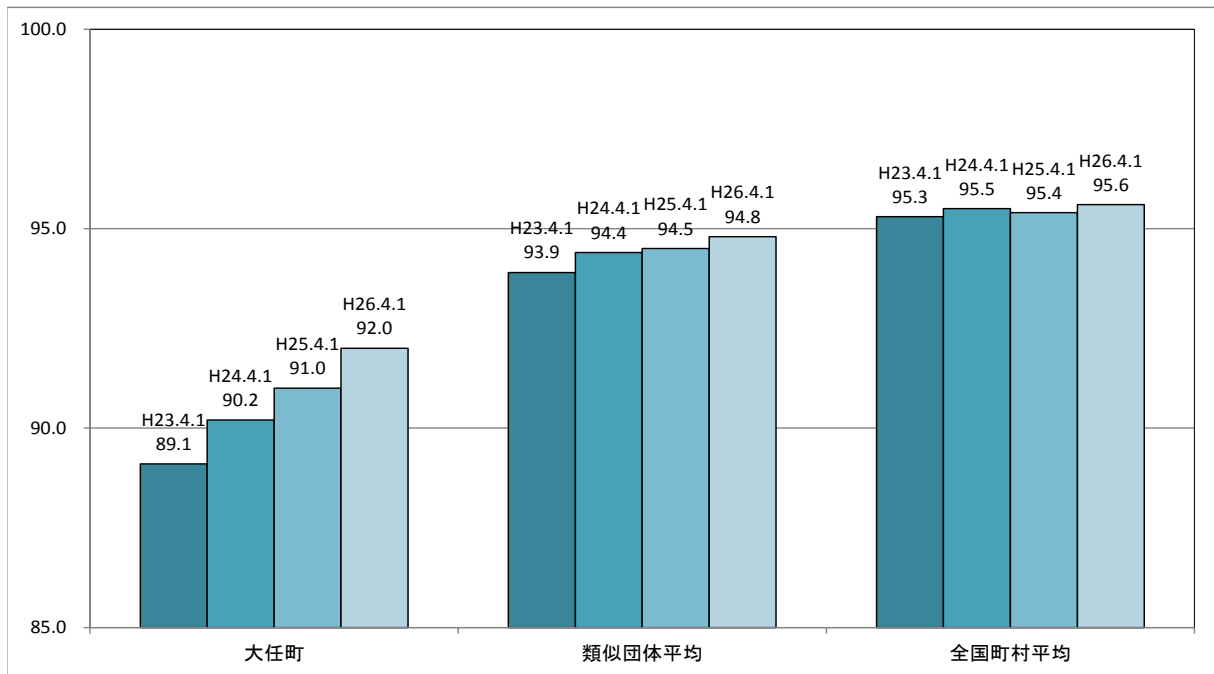
区 分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	5,537	5,330,842	590,273	586,864	11.0	13.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
25年度	68	216,385	24,119	83,961	324,465	4,771	5,490

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①、②について職員構成の変動や55歳以上の標準の勤務成績での昇給停止措置を実施していないため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げを行った。

同時に今後見込まれる人事評価に関連して、5級及び6級にについて号給の増設を行った。

激変緩和のため、5年間（平成32年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）制度なし。

③その他見直し内容

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大任町	42.9 歳	288,929 円	320,910 円	315,473 円
福岡県	43.2 歳	337,166 円	424,788 円	373,665 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.6 歳	310,381 円	354,449 円	336,306 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大任町	42.8 歳	8 人	205,637 円	222,291 円	309,432 円
福岡県	54.2 歳	746 人	334,701 円	382,000 円	361,249 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円
類似団体	49.7 歳	6 人	271,921 円	294,995 円	282,545 円
民間	—	—	—	—	—

(注) 技能労務職における民間データは、地元における同職種の基礎となるデータがないため、公表できません。

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		大任町	福岡県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	Ⅱ種 172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	137,500 円	—
	中 学 卒	—	125,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	249,066 円	309,950 円	328,333 円
	高 校 卒	220,250 円	226,100 円	310,100 円
技能労務職	高 校 卒	192,800 円	206,700 円	208,100 円
	中 学 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

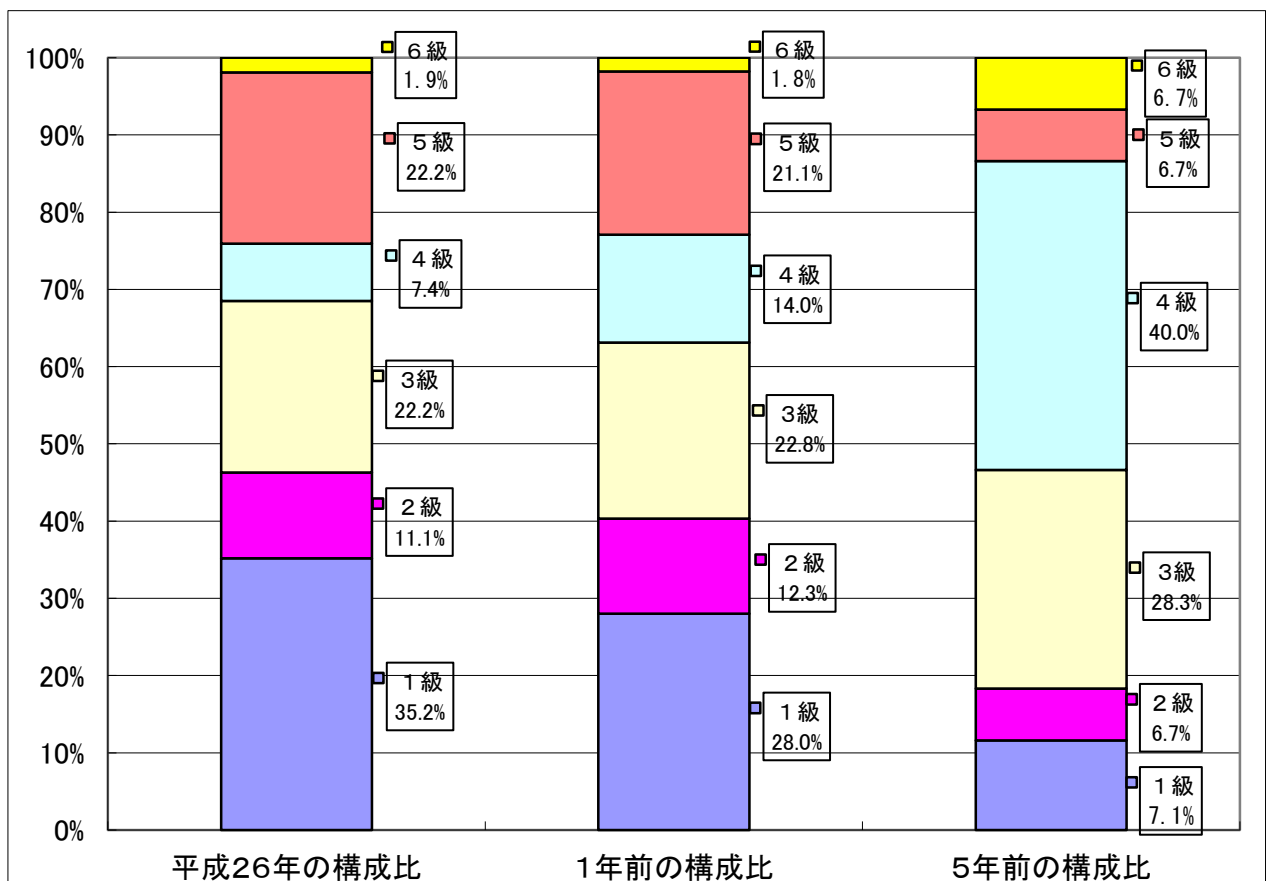
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職で定型的業務を行う職務	19 人	35.2 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主事の職で特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	6 人	11.1 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主査の職務	12 人	22.2 %	222,900 円	354,700 円
4 級	係長の職務	4 人	7.4 %	261,900 円	388,300 円
5 級	課長補佐の職務	12 人	22.2 %	289,200 円	400,600 円
6 級	課長の職務	1 人	1.9 %	320,600 円	422,600 円

(注) 1 大任町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1 勤務成績の評定の実施状況 毎年1月1日を評定基準日として全職員に対して勤務成績の評定を実施している。</p> <p>2 昇給への勤務成績の反映状況 新たな人事評価制度は未実施であるが、従前の勤務評価により、昇給区分を5段階に分け格付（8号～0号）している。</p>

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 任 町	福 岡 県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,120 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,526 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤務実績による成績率の反映を行っていないため、全職員一律支給。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

大 任 町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 21.62 月分 27.025 月分	勤続20年 21.62 月分 27.025 月分
勤続25年 30.82 月分 36.57 月分	勤続25年 30.82 月分 36.57 月分
勤続35年 43.7 月分 52.44 月分	勤続35年 43.7 月分 52.44 月分
最高限度額 52.44 月分 52.44 月分	最高限度額 52.44 月分 52.44 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）
1人当たり平均支給額 該当なし 千円 21,991 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
該当なし	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			— (98.1)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		132 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		2,200 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		6.7 %		
手当の種類 (手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	処理作業に従事	0 千円	日額1,000円
町税等徴収業務手当	一般行政職	常時徴収を主とする職	132 千円	係長 月額: 2,500円 職員 月額: 2,200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	5,489 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	73 千円
支給実績 (24年度決算)	5,369 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	70 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他手当 (平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円・配偶者以外6,500円・(配偶者なし)1人目11,000円・特定期間の加算5,000円	同		6,822 千円	179,526 円
住居手当	自宅(その所有に係る住宅のうち当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主)2,500円 借家・借間(自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員)家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 家賃55,000円以上 27,000円	異	自宅補助について支給無	3,032 千円	178,352 円
通勤手当	交通機関等の利用者(通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること)運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額自動車等の使用者(通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること)～5km2,000円・5km～10km4,200円・10km～15km7,100円・15km～20km10,000円・20km～25km12,900円・25km～30km15,800円・30km～35km18,700円・35km～40km21,600円・40km～45km24,400円・45km～50km26,200円・50km～55km28,000円・55km～60km29,800円・60km～31,600円	同		2,621 千円	48,537 円
管理職手当	課長 給料の100分の10 主幹 給料の100分の7	異	官職に応じて定額支給	5,098 千円	339,867 円
管理職特別勤務手当	管理監督職にある者が休日等の勤務 1回 8,000円	同		0 千円	0 円
宿日直手当	一般の宿日直 日額4,200円	同		1,004 千円	7,100 円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	774,000 円 () 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 350,000 円	
	副 市 町 村 長	622,000 円 () 円)	675,000 円 / 360,000 円	
	収 入 役	— 円	— 円 / — 円	
報 酬	議 長	295,000 円 () 円)	360,000 円 / 205,000 円	
	副 議 長	255,000 円 () 円)	320,000 円 / 164,900 円	
	議 員	236,000 円 () 円)	300,000 円 / 145,500 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長 収 入 役	(25年度支給割合) 2.60 月分 加算措置 25%		
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 2.60 月分 加算措置 25%		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 774,000円×在職年数×510/100	(1期の手当額) 15,789,600 円	(支給時期) 任期終了毎
	副 市 町 村 長 収 入 役	622,000円×在職年数×300/100 —	7,464,000 円	任期終了毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

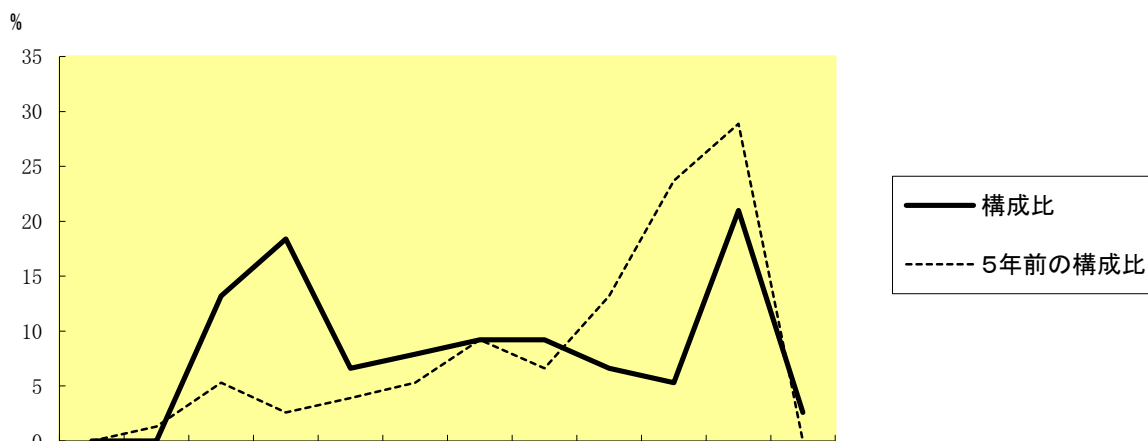
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議会	2	2		業務内容の充実に伴う業務増 町税徴収強化に伴う増 欠員不補充による減 退職者不補充による減 介護保険出向を解いたことによる増
	総務	21	23	2	
	税務	5	6	1	
	労働	0	0		
	農林水産	8	8		
	商工	0	0		
	土木	10	9	△ 1	
	民生	10	9	△ 1	
	衛生	2	3	1	
	計	58	60	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.36 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 101.04 人)
	教育部門	10	9	△ 1	給食センター設置に伴う統廃合による減
	消防部門	0	0		
	小 計	68	69	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 124.61 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 124.28 人)
公 営 会 企 業 部 等 門	病院	0	0		介護保険出向を解いたことによる減
	水道	3	3		
	その他	5	4	△ 1	
	小 計	8	7	△ 1	
合 計		76 [79]	76 [79]		<参考> 人口1万人当たり職員数 137.26 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	10人	14人	5人	6人	7人	7人	5人	4人	16人	2人	76人

(3) 職員数の推移

(単位：%・人)

区 分		21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	職員数	54	56	58	58	58	60	10.7%
	増 減		2	2	0	0	2	6
教 育	職員数	13	10	10	12	10	9	-9.6%
	増 減		△ 3	0	2	△ 2	△ 1	△ 4
消 防	職員数	0	0	0	0	0	0	0.0%
	増 減		0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 等 会 計	職員数	9	7	8	8	8	7	-20.4%
	増 減		△ 2	1	0	0	△ 1	△ 2
計	職員数	76	73	76	78	76	76	-8.0%
	増 減		△ 3	△ 4	0	0	1	△ 6

(注) 1 各年における定数管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
25年度	千円 86,237	千円 △ 9,808	千円 23,694	% 27.5	% 42.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 2	千円 8,761	千円 1,286	千円 3,262	千円 13,309	千円 6,655	千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大任町	歳	円	円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 基本給は、給料と扶養手当を合算した額である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大任町（水道事業）	大任町（一般行政職） ・ 団体平均
1人当たり平均支給額（25年度） 1,631 千円	1人当たり平均支給額（25年度）【一般行政職】 1,120 千円 1人当たり平均支給額（25年度）【団体平均】 1,456 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 【一般行政職】 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 【一般行政職】 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

大任町（水道事業）			大任町（一般行政職） ・ 団体平均		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・ 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			・ 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額 該当なし 千円 該当なし 千円			【一般行政職】		
			1人当たり平均支給額 175 千円 24,061 千円		
			【団体平均】		
			1人当たり平均支給額 該当なし 千円 13,934 千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
該当なし	%	人	%

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		0.0 %	
手当の種類（手当数）		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（25年度決算） 左記職員に対する支給単価
該当なし			千円

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	286 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	143 千円
支給実績（24年度決算）	310 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	103 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円・配偶者以外6,500円・(配偶者なし)1人目11,000円・特定期間の加算5,000円	同		876 千円	292,000 円
住居手当	自宅(その所有に係る住宅のうち当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主)2,500円 借家・借間(自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員)家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 家賃55,000円以上 27,000円	異	自宅補助について支給無	0 千円	0 円
通勤手当	交通機関等の利用者(通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること)運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額自動車等の使用者(通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること)～5km2,000円・5km～10km4,200円・10km～15km7,100円・15km～20km10,000円・20km～25km12,900円・25km～30km15,800円・30km～35km18,700円・35km～40km21,600円・40km～45km24,400円・45km～50km26,200円・50km～55km28,000円・55km～60km29,800円・60km～31,600円	同		24 千円	24,000 円
管理職手当	課長 給料の100分の10 主幹 給料の100分の7	異	官職に応じて定額支給	336 千円	335,530 円
管理職特別勤務手当	管理監督職にある者が休日等の勤務 1回 8,000円	同		0 千円	0 円